

# 横浜市能楽堂(横浜能楽堂) 指定管理者業務の基準

令和3年1月13日 横浜市文化観光局文化振興課

# 目 次

<u>I</u>	<u>基本万針</u>
1	<u> </u>
	(参考1) 横浜市中期4か年計画 2018-2021
	(参考2) 横浜市文化芸術創造都市施策の基本的な考え方
	(参考3) 文化芸術振興基本法
	(参考4)文化芸術推進基本計画
	(参考5) 指定管理期間(令和4年度~令和8年度)における市に関する主要行事
	(参与3) 相尾自任期间(中和4十度) 中和 6 十度) (これ) る間に関する主要行事
п	<b>供近代窓場の体令し処割</b>
<u>I</u>	横浜能楽堂の使命と役割
1	横浜能来室の使命として横浜能楽堂の使命・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2	横浜能楽堂が果たす役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
Ш	<u>文化事業</u>
1	能楽等の振興・発展・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
2	横浜能楽堂及び能楽等と市民を結びつけるための情報提供及び
	広報・プロモーション・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 能楽堂自体の魅力の発信・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
3	能楽堂自体の魅力の発信・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
4	事業を実施するにあたっての留意事項・・・・・・・・・・・・・・8
IV	施設運営
1	能楽等の公演、稽古、創作その他の活動のための施設の提供・・・・・・・・・・8
2	指定管理料以外の収入確保に向けた取組・・・・・・・・・・・・・・・10
3	施設見学等への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
4	指定管理料以外の収入確保に向けた取組・・・・・・・・・・・・・・・・10 施設見学等への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11 組織的な施設運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
5	施設の運営に関する留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
V	施設管理
1	<u>ル設督培</u> 文化財の保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13 保守管理業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
2	保守管理業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
3	環境維持管理業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
4	保安警備業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
5	環境維持管理業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16 保安警備業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17 駐車場管理業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
6	防火・防災等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
7	緊急時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
8	防火・防災等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
9	が
10	広域避難場所用機材庫及び町内会等地域の災害対策用倉庫の取扱い・・・・・・・19
11	塩型の管理に関する図音車項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	一地以の自住に関する自己事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
12	施設の管理に関する留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19 重要書類の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
13	行政機関が策定する基準等の遵守・・・・・・・・・・・・・・・・19
14	法令の制定及び改正への対応・・・・・・・・・・・・・・・・20
	政策協働型指定管理による PDCA の推進
1	政策協働型指定管理による PDCA の推進・・・・・・・・・・・・・・・20
VII	日報及び月間業務報告書の作成
1	<u>日報及び月間未務報告書の1F成</u> 日報の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20 月間業務報告書の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・20
2	月間業務報告書の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

VIII	_ 業務計画書及び業務報告書の作成
1	業務計画書の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20 業務報告書の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
2	業務報告書の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
_	
IX	業務評価に関する業務
1	モニタリングの実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21 自己評価の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21 第三者による評価の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
2	自己評価の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
3	第三者による評価の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
4	業務の基準を満たしていない場合の措置・・・・・・・・・・・・・・・21
X	指定期間終了にあたっての業務
1	業務の引継ぎ等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
2	原状回復義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
3	備品及び文書等の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
XI	留意事項
1	
2	関係法令等の遵守・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
3	国色学名   保険及び損害賠償の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4	コンプライアンスの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
5	情報公開への積極的取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
6	市及び関係機関等との連絡調整・・・・・・・・・・・・・・・・・25
7	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
XII	提案内容
1	提案内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26

横浜市能楽堂(横浜能楽堂)指定管理者選定要項における業務の基準等について、横浜市能楽 堂条例(以下「条例」という。)及び横浜市能楽堂条例施行規則(以下「規則」という。)に基づ き、次のとおり定めます。

## I 基本方針

#### 1 横浜市の文化政策の位置づけ

#### (1) 横浜市の現状

横浜市(以下「市」という。)の人口は減少に転じ、出生率の低下などにより、少子高齢化が進むことが予想されています。これにより、労働力や消費の減少、さらには医療サービスや社会保障の需要の増大等が見込まれます。経済活動においても、高度経済成長期のような成長は見込めず、環境に配慮した持続可能な社会の形成が課題となっています。

このような中で都市の活力を維持していくためには、子育て環境の整備をはじめ、未来を担う子ども・若者の育成、経済成長の鍵となる女性がいきいきと社会で活躍できる環境づくり、そして、経験豊富なシニア世代のスキルなどが存分に発揮される場の創出などにより、あらゆる世代がポテンシャルを十分発揮できることが必要となってきます。

行政に対するニーズが多様化していく一方で、市の財政状況は、義務的経費の増大、市税 収入の減少等により厳しい状況にあります。

#### (2) 市の文化政策

文化は、人と人の間の絆を育む源泉となるとともに、多くの人々を引き付ける魅力を都市に与えます。また、文化活動により様々な地域課題にアプローチすることで、多様なコミュニティが形成され、横浜が市民の皆様にとって住み続けたい街となることにもつながります。文化政策とは、こうした文化を振興することによって、市民生活の豊かさにつなげるとともに、賑わいづくりや経済活性化に寄与することを通して、都市としての持続的な発展のために不可欠な基盤を築いていくことです。

市の文化政策は、この考えに基づき、市民の文化活動の支援、次世代育成、創造性を活かしたまちづくり、先進的な文化芸術の国内外への発信を4つの柱としています。具体的な実施方針は「横浜市中期4か年計画2018-2021」及び「横浜市文化芸術創造都市施策の基本的な考え方」に示されています。

## (参考1) 横浜市中期4か年計画2018-2021

市は、平成30年10月に、「横浜市中期4か年計画2018-2021」を策定しました。「施策5 文化芸術創造都市による魅力・賑わいの創出」について「現状と課題」を次のようにしました。https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/hoshin/4kanen/2018-2021/chuki2018-.html

- ・文化芸術は、人の心を豊かにし、創造性や感受性を育み、人々に活力を与えます。エンターテイメントから本格的な舞台芸術まで楽しめ、内外の人が繰り返し訪れる魅力ある都市を目指すには、質の高い文化芸術に触れる場が必要です。
- ・横浜トリエンナーレは、2001(平成 13)年の第1回開催以来、最新の現代アートの動向を提示する国際展として定着しており、Dance Dance @ YOKOHAMA、横浜音祭りの横浜芸術アクション事業の継続的な開催とともに、横浜のプレゼンスを向上させ、まちの賑わいを創出しています
- ・企業・NPO・大学等と連携しながら、アーティスト・クリエーターの創造性を身近に感じることができるエリアとして、拠点を中心とした「創造界隈」の活性化を推進してきました。また、こうした連携を通じ、新たなビジネス機会の創出につなげることも期待されています。
- ・市民の文化芸術活動の拠点として、区民文化センターなどの拠点整備が進む一方で、文化施設 の老朽化による大規模改修の必要性も高まっています。
- ・地域の資源となる歴史・文化資産や公共空間等を積極的に活用することにより、まちの活性化につなげる必要があります。

#### (参考2) 横浜市文化芸術創造都市施策の基本的な考え方

市文化観光局は、平成24年には、「文化芸術振興」及び「創造都市施策」を一体的に促進し、 さらなる相乗効果を発揮するため、文化芸術創造都市に関する今後の施策展開の基本的な考え方 として、「横浜市文化芸術創造都市施策の基本的な考え方」を策定しました。

https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/bunko/sonota/kihontekinakangae.html

#### 「横浜市文化芸術創造都市施策の基本的な考え方」横浜市文化観光局(平成24年12月)7頁抜粋

## 文化芸術創造都市施策を推進する「基本理念」と4つの「基本方針」

## 「基本理念」

- ○人々の活力や創造力の源泉であり、市民生活の向上につながる文化芸術の振興を図ります。
- ○文化芸術のもつ創造性を様々な施策に生かして、コミュニティの活性化を図るなど、創造的な まちづくりを進めます。
- ○横浜の社会資源を生かした創造的な取組や、人々に感動を与える文化芸術の展開により、賑わいづくりと経済の活性化につなげます。

#### 4つの「基本方針」

【基本方針 1】市民の文化芸術活動を支援し、心豊かな市民生活の実現を目指します

【基本方針2】子どもたちをはじめとする次世代育成を進めます

【基本方針3】アーティスト・クリエーターを支援し、創造性を生かしたまちづくりを進めます

【基本方針4】賑わいづくり・観光 MICE 振興にもつながる、横浜らしい先進的な文化芸術を国内外に発信します

#### (参考3) 文化芸術基本法 (平成29年6月23日公布・施行)(抜粋)

http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka\_gyosei/shokan\_horei/kihon/geijutsu\_shinko/kihonho\_kaisei.html

#### (前文)

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中にあって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社 会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して,我が国の文化芸術の振興を図るためには,文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し,文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ,文化芸術を国民の身近なものとし,それを尊重し大切にするよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

#### (参考4) 文化芸術推進基本計画

- -文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる-(第1期) (平成30年3月6日閣議決定) (抜粋)
  - \*文化芸術基本法に基づき、政府が、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を 図るため策定。(今後5年間(平成30年度~平成34年度)を見通し策定)。

http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka\_gyosei/hoshin/index.html

○ このような文化芸術は,国民全体及び人類普遍の社会的財産として, 創造的な経済活動の源泉や, 持続的な経済発展や国際協力の円滑化の基盤ともなるものであり, 以下のような本質的及び社会的・経済的価値を有している。

#### (本質的価値)

- ・文化芸術は、豊かな人間性を涵養し、創造力と完成を育む等、人間が人間らしく生きるための糧となるものであること。
- ・文化芸術は、国際化が進展する中にあって、個人の自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものであること。

#### (社会的·経済的価値)

- ・文化芸術は、他者と共感し合う心を通じて意思疎通を密なものとし、人間相互の理解を促進する等、個々人が共に生きる地域社会の基盤を形成するものであること。
- ・文化芸術は、新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動を実現するものであること。
- ・文化芸術は、科学技術の発展と情報化の進展が目覚ましい現代社会において、人間尊重の価値観に基づく人類の真の発展に貢献するものであること。

#### (参考5) 指定管理期間(令和4年度~令和8年度)における市に関する主要行事

横浜トリエンナーレ(以下「トリエンナーレ」という。)は、3年に一度開催している国際美術展です。平成24年度より、トリエンナーレが開催されない年に、横浜芸術アクション事業の「ダンス」・「音楽」を開催し、これにより、3つの事業を周期的に開催しています。

これまで以上に、取組が地域に広がり、世界に横浜の文化の力を発信するのみならず、横浜市民全体の活力増進につなげていきます。

## Ⅱ 横浜能楽堂の使命と役割

#### 1 横浜能楽堂の使命

横浜市能楽堂(横浜能楽堂)「以下「横浜能楽堂」という。」の設置目的を達成するために、 次に掲げる使命を設定しました。指定管理者は、条例に規定する施設の設置目的とともに、 6つの使命を達成することを目標に、業務を行うこととします。

## 使命 1 能、狂言その他の古典芸能の振興・発展に寄与する

日本の古典芸能の発信拠点として、能、狂言その他の古典芸能(以下、「能楽等」という。)を知り、親しみ、体験することができ、幅広い市民が能楽等に触れる機会を提供します。

## 使命2 能楽等に携わる人材を育む

次代の古典芸能を担う演じ手や作り手の活動機会の創出・支援等を通じて、古典芸能の継承及び発展に寄与します。

## 使命3 能楽等をはじめとする市民の活動の場となる

能楽等をはじめとした文化芸術の活動の場を市民に提供し、市民自らの活動を支援します。

## 使命4 能楽等や施設の魅力の発信を行う

能舞台等に係る貴重な建築物等の保存・活用を適切に行うとともに、能楽自体や能舞台の歴史 等を発信し、施設や地域の魅力を高めます。

## 使命5 持続可能性を高める施設運営を行う

法令等に則った施設の保守・点検や日常的な予防的修繕などの維持管理を行い、安全で快適な施設を維持します。また、効率的な経費の執行や収入増の取組等により、安定的な施設運営を行います。

#### |使命 6| 新型コロナウイルス感染症の影響を想定し、施設運営を継続する

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化した場合には、徹底した感染防止対策の下で、安全に自主事業及び貸館業務を実施し、市民の文化活動の基盤として施設運営を継続します。

#### ※横浜能楽堂における古典芸能の範囲

横浜市能楽堂条例(以下「条例」という。)第1条においては、「能、狂言その他の古典芸能の振興」を横浜能楽堂の設置目的と定めています。

古典芸能として想定する範囲は、次のとおりです。

能・狂言(能楽)、文楽、歌舞伎、雅楽、神楽、声明、邦楽(日本の伝統音楽)、日本舞踊、 琉球舞踊 等

#### 2 横浜能楽堂が果たす役割

- **|使命1 能、狂言その他の古典芸能の振興・発展に寄与する**| 〜能楽等の鑑賞、創作活動の機会を 提供することによる愛好者の拡充
- (1) 日本の古典芸能の発信拠点として、能、狂言を中心に継承性と創造性のバランスに配慮した、 多様な公演を企画・実施します。
- (2) 能楽及び希少な能舞台という魅力資源の活用・展開にあたり、文化専門組織として蓄積した各種の高度かつ専門的なノウハウを発揮することにより、横浜ならではの魅力に溢れた事業を実施します。
- (3) 幅広い市民が参加できる鑑賞及び体験機会を拡大・充実することを通じて、古典芸能の愛好者を拡大します。

#### 使命2 能楽等に携わる人材を育む 一能楽等をはじめとした古典芸能に関する人材や担い手の 育成

クリエイティブ・チルドレンの考え方をもとに、次代を担う子どもたちに対する古典芸能の 学習・体験機会を拡充するとともに、若手の演じ手や公演等の作り手を積極的に登用すること 等を通じ、次世代育成の取組を広げます。

#### 使命3 能楽等をはじめとする市民の活動の場となる 〜市民が能楽等に関する稽古や発表を行 う場の提供・支援・円滑な市民利用の促進

- (1) 新たな貸館利用者・来館者の発掘や活動支援・利用定着策の充実を行うとともに、能楽堂の新しい利用方法を提案する等の営業活動の強化を通じ、稼働率を向上させます。
- (2) 市民による能楽等の稽古、発表その他の活動の場を安全かつ円滑に提供し、多くの市民の利用を促進します。
- (3) クリエイティブ・インクルージョンの視点から、子ども、若者、高齢者、障害者、在留外国人その他の様々な層へ事業への参加機会をひらき、個人、地域、NPO、企業その他の多様な市民とのつながりの中で、その自発性と自主性を尊重しながら、活動主体に応じきめ細かく対応します。
- (4) 貸館利用者の相談に応じ、助言等支援を行い、能楽等を支えるすそ野を拡充します。

#### 使命4 能楽等や施設の魅力の発信を行う 〜能楽堂自体の魅力の発信

- (1) 様々な方法にて能舞台の文化的価値や日本の伝統文化の発信を国内外へ積極的に行います。 また、能楽堂ならではの格式を踏まえた、文化プログラム・ユニークベニュー等の企画・制作 やインバウンドの取り込みを行うとともに、これらの受け入れの拡充を行います。
- (2) 観光・宿泊プラン、国際会議等、MICE と連携した、アフターコンベンション等に施設を提供することにより、参加者が能楽堂自体及び能楽等に興味を持つきっかけを作ります。
- (3) 掃部山や紅葉ケ丘をはじめとする周辺の地域や資源等との連携強化により、文化ゾーンの形成に参画することにより、文化芸術創造都市の推進に寄与します。

## 使命5 持続可能性を高める施設運営を行う ~施設の適正な管理及び効率的な施設運営の実現

- (1) 無形文化遺産である能楽や横浜市指定文化財である能舞台等の貴重な財産を後世に受け継いでいくため、施設運営において持続可能な経営基盤を確立するとともに、能舞台等を含む施設・設備の保存管理を適切に行います。
- (2) 事業の性質・価値や原価を踏まえた公演等の料金設定や様々な手法による積極的な財源確保を通じて、自己財源比率を高めます。
- (3) 稼働率・利用者数・自主事業の券売率等に対する経営目標を明確にするとともに、市民ニーズを的確に把握する仕組みを導入し、PDCAサイクルを強化することにより、積極的かつ持続的な業務改善を進めます。
- 使命6 新型コロナウイルス感染症の影響を想定し、施設運営を継続する ~ コロナ禍の事業計画 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化した場合に備え、コロナ禍における自主事業及び 貸館業務等の実施方針を具体的に策定します。

#### ※ クリエイティブ・インクルージョン

文化芸術創造都市・横浜における「社会的包摂」の取組を推進していくための標語。 人種・国籍・宗教・障害の有無・性別・性的指向・年齢などに関係なく、すべての人がクリエイティブ活動に参加し、享受していけるプログラムづくりを推進。

## 「社会的包摂」(ソーシャルインクルージョン)

一般に、何らかの事情で社会的に排除されている人々に対して、貧困や差別などその自立を妨げる問題を解決し、様々な経済事情にある方や、高齢者と子どもたち、外国にルーツを持つ方、障害のあるなしに関わらず、他の人々との相互的で対等な関係を獲得し自立することを支援しようとする考え方。「ソーシャル・エクスクルージョン(社会的排除)」に相対する概念。

#### ※ クリエイティブ・チルドレン

- ・地域、学校、行政、企業等が、都市一体となって子どもの創造性を育む取組(鑑賞、体験、 創作、発表、社会活動等)を展開。
- ・横浜を拠点に活動する次世代のアーティストが地元はもとより、世界で活躍することにより、文化芸術、創造都市、観光・MICE 産業の牽引を通じて、横浜の都市ブランドを確立。

## Ⅲ 文化事業

#### 1 能楽等の振興・発展

- (1) 公演の企画にあたっては、流派、演者、団体等に偏りがないようにし、能楽に関しては、 毎年度シテ方5流及び狂言方2流すべての演者を起用して事業を実施してください。
- (2) 能楽等の鑑賞者を広げて、様々な人の来館を促し愛好者としての定着を図るため、能及び 狂言等の基本知識や曲の見どころ・背景などを分かりやすく伝える等の創意工夫を凝らし た公演を定期的に開催してください。
- (3) 学校プログラムの活用等

学校プログラムは、地域の子どもたちに対して文化芸術に触れる機会を提供するため、 横浜市芸術文化教育プラットフォームにコーディネーターとして参画するものです。

#### ※ 学校プログラム

小学校での学校プログラム実施にあたり、学校とアーティストの間に立ってマッチングを行うコーディネーターの役割を担います。体験型プログラム(3日程度)または鑑賞型プログラム(1日)をあわせて実施します。実施する学校については、市と協定を締結した事務局(特定非営利活動法人STスポット横浜)が、毎年度4月頃、指定管理者に連絡をしますので、日程・内容等について、調整の上、実施します。

経費については、プログラム1日当たり6万2千円~8万円を、事務局が指定管理者に支払います。

http://y-platform.org/documents/data/2014manual\_for\_coordinators.pdf

#### ※ 横浜市芸術文化教育プラットフォーム

横浜の子どもたちの創造性をはぐくみ、豊かな情操を養う機会を拡大するために、横浜などで活動を続けるアートNPOや芸術団体と、地域の文化施設を中心に、学校、アーティスト、企業、地域住民、行政などがゆるやかに連携・協働する場

http://y-platform.org/

(4) 能楽等の継承、発展を担う次世代の育成に向けて、公演や学校プログラム等で若手の演じ 手や公演等の作り手を積極的に登用してください。

- (5) 能楽等の古典芸能の愛好者を広げるため、古典芸能の魅力を伝え、興味や関心に応じて体験することのできるワークショップや講座等を開催してください。
  - また、愛好者としての定着を図るため、古典芸能に触れる際や活動を行うにあたってのサポート・相談体制を整えるとともに、継続的に技術を研鑽できる機会を提供してください。
- (6) 能楽師を中心とした演者、能楽等の団体・他の能楽堂や能楽等を支える伝統工芸に関わる作家や企業、愛好者の団体や学生団体など、幅広いネットワークの形成に努めてください。特に、学生等をはじめとした職場訪問・職業体験やインターンシップ等の受入、専門知識を習得している段階の学生や市民ボランティア等、地域等と連携し、古典芸能の愛好者や携わる人材の育成支援を行ってください。
- 2 横浜能楽堂及び能楽等と市民を結びつけるための情報提供及び広報・プロモーション

市民ニーズは、多種多様化しています。ICTが急速に発展し、ソーシャルネットワーキングサービス(以下「SNS」という。)を利用して、興味のある非常に狭い領域の情報ですら、容易に入手し、さらに新たに築いたコミュニティで情報交換・意見交換をするようなりました。今では、SNSはプロモーションや、マーケティングに欠かせないツールとなっています。そのため、従来型の一方通行的な広報・広聴手段だけでは、事業実施が容易ではなくなってきており、積極的な取組が求められています。

- (1) 施設情報の提供
  - ア 横浜能楽堂の由来や特色、施設の紹介や利用に必要な情報について、ICT等の活用を 含む様々な媒体を用いた広報・情報発信を行ってください。
    - また、施設のウェブサイトにおいて、施設案内や事業、公演、利用状況等の情報等、利用者が必要とする情報を多言語で提供してください。
  - イ 主催事業等については、見どころや企画背景、解説等の情報を広く市民に提供してください。また、定期的にどのような催しが行われているかお知らせする公演案内等を、紙資料で提供してください。
  - ウ 「公の施設」として、目的に対して適切かつ効率的に事業や施設運営を行っていること について、十分な説明責任を果たしていくため、ウェブサイトに、各年度の年間業務計画 書及び年間業務報告書を掲載してください(市が市のウェブサイトに掲載する際、各指定 管理者に連絡しますので、同時期に掲載してください。また、特に、各年度の年間業務計 画書及び業務報告書については、指定期間中、掲載してください。)。

ウェブサイトを作成する際には、「横浜市インターネット情報受発信ガイドライン 細則1 ウェブサイト作成基準」を遵守するよう努めてください。

http://www.city.yokohama.lg.jp/somu/org/ict/gl/dr/drl.html

#### (2) プロモーション等

広報よこはま・地域のタウン紙などの地域性の高いメディアはもとより、新聞・雑誌・テレビ・ラジオ及びICT媒体の活用によって、芸術・文化及び芸能といった直接的なアプローチにとどまらない様々な切り口により、各種事業・取組について広報・プロモーション活動を行ってください。なお、SNS運営に際しては、人権侵害及び個人情報漏えいに注意し、利用ガイドライン(ソーシャルメディアポリシー)を作成・公開するとともに、親しみやすい表現を用いる一方で品性を欠くことのないよう注意してください。

#### (3) 情報収集·提供

- ア 収集、蓄積した情報、資料、記録などを、効果的な手段・方法により市民に提供してく ださい。
- イ 特に自主事業・共催事業等での情報、資料(企画関係、映像・音響資料を含む)については適切に整理し、確実に蓄積を行うとともに、著作権などの関係法規を遵守しつつ、積極的な活用を図ってください。

(4) 館内展示及び収蔵品の管理

館内の展示廊において、常設展示として能楽等に関する展示を行うとともに、重点的に取組む主催公演と連携した特別展示を実施すること(原則:年1回以上)とし、計画的に展示替えを行ってください。

活動等を通じて収集等をした能楽等に関する収蔵品等のうち、特別に保管管理が必要なものは、収蔵庫において適切に管理をしてください。

#### 3 能楽堂自体の魅力の発信

横浜能楽堂が令和8年に開館30周年を迎えることを契機とし、幅広い世代に対し横浜能楽堂の設立の経緯等を含め横浜能楽堂の魅力を伝える事業を実施してください。

## 4 事業を実施するにあたっての留意事項

- (1) 公共施設は、地域の協力や支援があり設置されていることを踏まえ、格式を維持しつつ、地域の利用意向にきめ細かく対応し、地域にひらかれた能楽堂としてください。
- (2) 指定期間中に天井脱落対策工事に伴い休館となる可能性があります。休館期間中の対応については横浜市と協議するものとします。
- (3) 事業を支える仕組みの構築
  - ア 来館を促進する仕組み

はじめて古典芸能に触れる人を増やすとともに、安定的に来館する層も広げるための営業、サービスの工夫を図ってください。

イ 効果的な公演情報提供・宣伝とチケット販売

市民と古典芸能をより幅広くつないでいくため、効果的な公演情報の提供や宣伝に取り 組むとともに、利用者にとって利便性の高い仕組みによってチケット販売を行ってください。また、催事入場券等の販売を受託することができます。

ウ 事業の企画立案から実施に至る適切なプロセス

事業の企画立案から実施、実施後の評価など、一連の過程の組織的な仕組みを明確にし、 PDCAサイクルなど事前、事後の評価を組み入れた業務改善の仕組みによって、適切な 事業遂行を行ってください。

- (4) 顧客満足度調査やマーケティング・リサーチなどを通じて、曜日、時間帯、世代、就業形態等、与条件に応じた需要動向を的確に把握するとともに、ターゲットとしうる相手に対し訴求力のある事業の枠組(上演時間、料金設定等)を、これまでの慣例にとどまらず柔軟な視点で検討してください。
- (5) 事業の誘致及び実施に際して、各種助成金や協賛金等を積極的に活用してください。

## Ⅳ 施設運営

1 能楽等の公演、稽古、創作その他の活動のための施設の提供

横浜能楽堂は、能楽等の振興、継承を図ることを目的に横浜市が設置している施設です。 貸館については、能楽を中心に、古典芸能の利用を妨げない範囲において、それ以外の演目 についても提供することができるものとします。

(1) 施設の提供

ア 開館時間

- (ア) 基本開館時間は、午前9時から午後10時までとします。ただし、利用者の便宜を図るためや保守点検等施設の安全性を確保するために必要な場合等に、変更することができます。
- (イ) 開館時間を変更しようとする時は、事前に市に依頼文を提出し、市は、変更を決定し

た時はその旨を指定管理者に通知します。決定後は、市の事前の了承を得た場合を除き、 承認された開館時間を変更することはできません。 ただし、災害など特段の事情や利用 者の利用準備及び後片付けによる利用の延長・繰上げ等により、やむなく変更する場合 は、市に連絡することで足りるものとします。

- (ウ) 現行の開館時間の延長に伴い発生する経費は、すべて指定管理者の負担となります。 イ 休館日
- (ア) 休館日は、1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までとし、それ以外は、原則として無休とします。ただし、保守点検等施設の安全性を確保するために必要な場合や利用状況等を考慮して、変更することができます。
- (イ) 開館日を変更しようとする時は、事前に市に依頼文を提出し、市は、変更を決定した時はその旨を指定管理者に通知します。決定後は、市の事前の了承を得た場合を除き、承認された開館日を変更することはできません。ただし、災害など特段の事情により、やむなく休館する場合は、市に連絡することで足りるものとします。
- (ウ) 現行の開館日の変更に伴い発生する経費は、すべて指定管理者の負担となります。

#### ウ 利用料金の設定及び変更

- (ア) 条例に基づき、施設の利用料金を指定管理者の収入として収受することができます。 指定期間中に利用料金にかかる条例の改正が行われた場合は、これに従うものとなります。
- (4) 利用料金の額は、市との協議の上、条例の規定する額を上限として市長の承認を得て 指定管理者が定めることとします。料金が承認された場合、承認された利用料金を適用 する最初の受付開始日までに利用者等に対し必要な周知を行ってください。ただし、指 定当初に従前の料金を変更せずに利用料金の承認申請を行う場合は、料金の承認後速や かに周知するものとします。
- (ウ) 利用料金は、市長の承認を得て変更することができます。変更しようとする時は、その理由と利用料金の額及び見込まれる利用料金の収入等を書面により市に提出し、申請してください。変更が承認された場合、承認された利用料金を適用する最初の受付開始日までに利用者等に対し必要な周知を行ってください。既に利用許可を発行している場合は、新料金を適用することができません。

#### エ 利用料金の徴収

- (ア) 利用許可を得た施設利用者から、利用料金を徴収してください。
- (イ) 利用料金は、原則として前納としますが、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、後納とすることができます。
- (ウ) 徴収方法及び徴収時期については、利用者の利便性を考慮して定め、市に届け出ると ともに、利用者等に対し告知してください。
- (エ) 徴収した利用料金について帳簿を作成し、管理してください。

#### オ 利用料金の減免

- (ア) 条例第 15 条では、「指定管理者は、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。」と規定されています。 なお、指定管理料には減免による減収入も含んでいます。
- (イ) 条例第15条の規定に基づき、免除する利用料金の額を定めた場合には、直ちに市に届け出るとともに、減免申請者に対し速やかに告知するものとします。

## カ 施設の貸出等

施設の貸出しに対する仕組み、条件、方法については、条例及び規則に基づき、貸出施設ごとに指定管理者が定め、利用の手引き等を作成し、手続きについて市民に周知してください。

貸出しにあたっては、必要な指導・助言を行うとともに、施設利用者とは、利用日以前 (本舞台・第二舞台については概ね1か月前) に十分な打合せを行ってください。

#### (2) 貸館の運営

ア 貸館に対する体制

施設の貸出しの受付業務には常時1名以上を配置し、施設利用者へのサービスに支障なく対応できる体制としてください。また、利用相談などに対応できる舞台技術者は1名以上を配置してください。

貸館公演等についての基本的情報を把握し、市民からの問合せ等に対し適切に案内できるようにしてください

#### イ 適切な舞台運営体制

古典芸能の専門施設として、自主事業を行い、かつ貸館利用も行う施設であることを十分に理解し、効率的で安全な舞台運営を行ってください。

また、施設利用者から寄せられる舞台運営に関する様々な相談に対しても、専門的な立場から必要な助言を行ってください。

#### (3) 利用促進及びサービスの向上

ア 施設の利用促進に対する取組み

本舞台、第二舞台、楽屋、研修室の各貸出し施設について、それぞれの目的と施設特性を踏まえて、計画的に利用促進に取り組んでください。

特に楽屋、研修室については、練習、創作活動等の活動を支援するために有効な活用を図ることとします。

イ 利用促進に向けたプロモーション・営業活動

施設利用者を広げていくため、施設特性や利用方法、活用の方法などについて適切な情報提供・広報を行うとともに、貸館利用促進や観光・宿泊プラン、国際会議等のMICEとの連携によるアフターコンベンション、ユニークベニューの受入れに向けて、積極的にプロモーションや営業活動を行ってください。

## ウ サービスの向上

利用者のニーズを適時に把握し、利用者サービスの向上に組織的かつ不断に努めてください。また、クレームや苦情に対して、組織的に適切に対応し、常に業務の改善、サービスの向上に努めてください。

エ 物販のサービスの提供

オリジナルグッズ等、横浜能楽堂ならではの商品等を開発、販売してください。

## 2 指定管理料以外の収入確保に向けた取組

指定管理料以外の収入確保に積極的に取り組んでください。

- (1) 事業の実施に関し、事業の誘致及び実施に際し、各種助成金、協賛金等を活用することができます。また、催事入場券等の販売を受託することができます。
- (2) アイデア・ノウハウの一層の活用(選定要項14頁)として、提案が可能な自主事業について、想定される事業(例)は、次のとおりです。

なお、横浜能楽堂の役割及び公益性を逸脱する事業は実施することができません。

ア 閉館時間帯や利用者の少ない時間帯のロビー、平日における稼働率の低い諸室における 公益性のある自主事業(地域でのイベント、学習支援等) イ 有効可能な余剰スペースにおける公益性のある自主事業(親子の居場所、ミニギャラリー等)

(3) 平日等における施設の未利用対策として、(2)において提案・採択されていない自主事業であっても、市民からの抽選申込みが申込期日までにされなかった「空き枠」については、各年度の業務計画書に事前に示すことなく、公益性のある自主事業を実施することができるものとします(市との事前協議が必要です)。

#### 3 施設見学等への対応

(1) 見学

施設見学の希望に対しては、利用者の妨げとならないよう配慮した上で、可能な限り対応してください。見学や視察が可能な時間帯、条件、手続等をまとめ、市に提出してください。

## (2) 撮影

指定管理者の管理区域内については、見学者等による施設及び設備の撮影は可能です。 また、営利を目的とする撮影の場合には、撮影者から経費を徴収することは妨げません。 これらの撮影利用に関しては、市と協議の上で所要の規定を作成してください。 なお、指定管理者の管理区域外となる公園部分を撮影する場合には、掃部山公園管理者の 許可が必要です。

#### 4 組織的な施設運営(職員配置の考え方含む)

(1) 組織

事業、運営、維持管理等施設全体を管理運営していくために必要な人材、人員を揃え、業務にあたってください。

#### (2) 勤務体制

施設の管理運営にあたっては、関連法規を遵守しつつ、開館時間中、必要なサービス水準 を確保できる人員体制を確保してください。

## (3) 各業務に係る業務責任者

指定期間前に、以下の各業務を総合的に把握し、調整を行う責任者を定めて市に届け出てください。施設長及び責任者は兼任することができます。なお、指定期間中に責任者を変更する場合についても同様に届け出るものとします。

- ア 施設長
- イ 経営に係る責任者
- ウ 事業に係る責任者
- エ 運営業務に係る責任者
- オ 施設の維持・管理に係る責任者

#### (4) 責任者に期待する役割

ア 施設長

能楽等を中心とした、文化芸術活動に関する幅広い知識を有し、文化施設運営の経験・ ノウハウを有している

#### イ 経営に係る責任者

- (ア) 地域とのコミュニケーションを積極的に図り、地域の声を傾聴し、事業・業務に反映できる
- (イ) 組織をまとめ、施設の設置目的・役割を全職員に浸透させ、提案書の内容を着実かつ 効果的に実施できるようマネジメントできる

- (ウ) 法令順守、個人情報保護等コンプライアンスを徹底することができる
- (エ) 市、関係機関・団体との連携を密接にすることができる
- ウ 事業に係る責任者
- (ア) 企画・立案、制作進行に関する知識や経験・ノウハウを有している
- (4) マーケティング、プロモーション・営業のノウハウを有している
- エ 運営業務に係る責任者
- (ア) 文化施設運営の経験ノウハウを有し、横浜能楽堂各貸館施設の特性を理解している
- (イ) 利用者、地域団体等の連携を密接にすることができる。
- オ 施設の維持・管理に係る責任者
- (ア) 施設設備の維持・保全に関する専門的知識を有している
- (4) 日常の維持管理、計画的な修繕を組織として実践させることができる
- (ウ) 危機管理意識が高く、防犯・防災、衛生管理、事故防止に対する知識を有し、日常の 点検、定期的な訓練を組織として実践させることができる

#### (5) 職員全体に期待する行動

ア 施設利用者からの窓口での相談及び電話、メール等問い合わせ等に対しては、市民本位 の姿勢で、市民の立場に立って対応する

- イ 市民から信頼される施設運営を心がけ、施設の目的を職員全員で共有する
- ウ 市民とともに歩む地域施設であることを常に意識し、地域の他の施設、団体、市民と良好な関係を築くことに配慮する

#### (6) 人員配置に関する届出

人員配置について、市が定める日までに届け出てください。届け出た人員配置については、 特段の事情がない限り変更することができません。変更する場合には、別途届出が必要となります。

## (7) 労働安全衛生管理

指定管理者は、自らの責任と費用負担で配置人員の労働安全衛生管理を行うものとします。

## (8) 人員の解任

市は、指定管理者が配置した人員が、施設の管理運営を行うことについて正当な理由により不適当と認めた場合は、理由を付した文書をもって業務の改善を求めることができるものとします。指定管理者は、正当な理由がない限り、これに応じなければならないこととします。

なお、指定管理者は、市からの求めに基づき業務の改善を行ったことにより、指定管理者の負担する費用が増加し、又は損害が発生しても、市に対していかなる費用の負担も求めることができないものとします。

## 5 施設の運営に関する留意事項

(1) 名札の着用

施設の運営に従事する職員は、利用者に施設職員とわかるように、名札を着用してください。

#### (2) 苦情・要望について

指定管理者は利用者等から寄せられる苦情や要望に十分応えることのできる体制を整えるものとします。また、苦情・要望処理報告書を作成し、市に提出するものとします。

#### (3) 近隣対策

大型資機材の搬入搬出や管理業務等を行う際には、騒音や利用者による迷惑行為に関し、 指定管理者の責任及び費用において、合理的に要求される範囲で必要かつ十分な近隣対策を 行ってください。

近隣対策の実施については、市に対し事前及び事後にその内容及び結果を速やかに報告するものとし、市は必要な協力を行うものとします。

## (4) 市の利用等

市が施設を利用する場合及び市との共催により関係団体が施設を利用する場合は、規則第6条第2項ただし書の規定に基づき、施設を優先利用することがあります。

#### (5) 人権の尊重

利用者等の人権を最大限尊重するとともに、職員に対して人権に関する研修を各年度1回 以上実施してください。

## (6) 横浜市暴力団排除条例の遵守

横浜市暴力団排除条例の施行(平成24年4月1日)にともない、指定管理者は公の施設の利用等が暴力団の利益になると認められる場合、その利用許可等を取り消すことができるとしています。指定管理者は当該条例の趣旨に則り、適正に施設の管理運営を行ってください。

(7) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく合理的配慮の提供 指定管理者は、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があっ た場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、「障害を理由とする差別の解消の 推進に関する横浜市職員対応要領」を参考に合理的配慮の提供に努めることとします。

## V 施設管理

横浜能楽堂の能舞台は、横浜市有形文化財に認定されている貴重な文化財です。

また、横浜能楽堂は、竣工から20年以上が経過しています。

この横浜能楽堂を市の重要な資産として後世へ受け渡していく必要があります。

日々の保守管理及び維持保全は、市及び指定管理者としての修繕費等の支出を長期的に抑制する効果もあります。これらを念頭に置き、施設の状態を常に良好に保ち、安全かつ快適に利用することができるよう、十分に配慮し、適切な管理を行ってください。

維持保全の状況について、指定管理者が確認し、市に報告します。確認及び報告は、市が策定している「維持保全の手引き」及び「施設管理者点検マニュアル」に基づいて行うものとします。

記録を要する事項については、業務の基準「管理業務に関する記録事項」を参照してください。 業務の基準に記載のない事項については、「建築保全業務共通仕様書」(国土交通大臣官房官庁 営繕部監修最新版)を参考とし、業務を履行するものとします。その他法令等に定めのあるもの は、その規定に従ってください。

なお、横浜能楽堂の指定管理者は、施設周辺の快適な環境を維持するため、掃部山公園の一部 についても管理業務を行います。掃部山公園管理者及び近隣住民とも十分な連絡をとって実施し てください。

#### 1 文化財の保護

本舞台「旧染井能舞台」は、市指定有形文化財です。

修繕等を行う必要が生じた場合には、横浜市文化財保護条例に基づき、教育委員会事務局へ申請及び協議を行う必要があります。

#### 2 保守管理業務

施設(建築物)、設備及び備品について、その状態を良好に保つため、保守管理及び維持保全を行ってください。点検を行う部位及び回数については、別添資料「設備等保守管理項目一覧」を参照してください。

破損、不具合等の異常時には、利用者の安全を確保するとともに、施設の運営に支障をきた すことのないように適切な措置を講じ、速やかに市に報告してください。

また、建築局が実施する劣化調査や二次点検等に伴い、建築局が指摘する優先的に行うべき修繕等については、横浜市と指定管理者が協議し速やかに対応を行います。

(1) 施設(建築物)の保守管理

仕上げ材の浮き、ひび割れ、はがれ、かび等の発生がない状態を維持し、かつ美観を維持 してください。

#### (2) 建築設備の保守管理

建築設備(中央監視制御設備、電気設備、空調設備、給排水衛生設備、昇降機設備、自動 ドア設備、シャッター設備等)は、日常点検、定期点検、法定点検等を行い、初期の性能を 維持してください。

#### ア 日常点検業務

(ア) 勤務時間

開館時間のうち、9時から17時までは常駐とします。

(4) 勤務場所

横浜能楽堂機械室

(ウ) 業務内容

別添資料「施設保守管理業務項目一覧 日常点検業務項目」を参照の上実施し、必要 事項について報告します。

- ・諸設備の点検調査
- ・メーターの検針、記録
- ・管球の取替え
- ・官公庁の立入検査時における立会い
- ・その他、施設を良好な環境で運営していくために必要となる業務

#### イ 定期点検業務

別添資料「施設保守管理業務項目一覧 定期点検業務項目」参照の上実施し、必要事項 について報告します。

#### ウ その他業務

(ア) 緊急対応業務

設備の異常時に、利用者の安全を確保するとともに、施設の運営に支障をきたすことのないように、適切な対応を行います。

- (4) 遠隔監視業務
- (ウ) 定期巡回業務
- (工) 緊急派遣業務

#### (3) 舞台設備の保守管理

舞台設備(機構・照明・音響)は別添資料「施設保守管理業務項目一覧 定期点検業務項目」参照の上点検等を行い、初期の性能を維持します。

#### (4) 備品等の保守管理

#### ア 舞台備品の保守管理

- (ア) 施設の運営に支障をきたさないよう、舞台備品を管理します。
- (イ) 物品管理簿の管理及び備品の棚卸を行います。
- (ウ) 破損、不具合等が発生した時には、速やかに市に報告します。

#### イ 舞台消耗品

施設の運営に支障をきたさないよう、必要な舞台消耗品を適宜指定管理者が購入し、管理します。不具合の生じたものに関しては、随時更新します。

#### ウ事務備品

- (ア) 施設の運営に支障をきたさないよう、事務備品を管理します。
- (イ) 物品管理簿の管理及び備品の棚卸を行います。
- (ウ) 破損、不具合等が発生した時には、速やかに市に報告します。

#### 工 消耗品

- (ア) 施設の運営に支障をきたさないよう、必要な消耗品を適宜整備し、管理を行います。
- (イ) 不具合の生じたもの及び使用期限・耐用年数のあるものに関しては随時更新を行います。

#### 才 大型備品

- (ア) 備品管理簿の管理及び備品の棚卸を行います。
- (4) 施設の運営に支障をきたさないよう、保守点検を行います。
- (ウ) 破損、不具合等が発生した時には速やかに市に報告します。

#### カ 所蔵品

- (ア) 施設が所有する能面、能装束等(寄贈品を含む。)の管理を適切に行ってください。
- (4) 温度や湿度、埃などに配慮し、最適な状態を維持してください。

#### キ その他

横浜能楽堂が能楽師等から借りる物品についても、上述の所蔵品と同様に、適切に扱ってください。

#### (5) 備品等の帰属

備品等は、物品管理簿により管理します。市に帰属する備品等については「物品管理簿(第 I 種)」、指定管理者に帰属する備品等については「横浜能楽堂 物品管理簿(Ⅱ種)」に記載するものとします。

#### ア 市に帰属する備品等

- (ア) 「物品管理簿(第 I 種)」に示す市が所有する備品等は、無償で指定管理者に貸与されます。
- (4) 備品等は、常に良好な状態に保ち、管理してください。
- (ウ) 経年劣化等により業務実施の用に供することができなくなった場合、市との協議により、必要に応じて、1件につき60万円(消費税及び地方消費税を除く。)以上のものについては、市が自己の費用と責任において、また1件につき60万円(消費税及び地方消費税を除く。)未満のものについては、指定管理者が自己の費用と責任において修繕、購入又は調達するものとします。
- (エ) 指定管理者が故意又は過失により備品等を毀損滅失したときは、市との協議により、 必要に応じて、市に対し、これを弁償又は指定管理者の費用で当該物と同等の機能及び 価値を有するものを購入又は調達するものとします。

- (オ) 指定管理者が指定管理業務会計によって購入・調達した備品等については、横浜市に 所有権を移転するとともに、「物品管理簿(第 I 種)」に記載します。指定管理業務から 得られる収入によって購入・調達した備品等についても、同様とします。
- イ 指定管理者に帰属する備品等

指定管理者が指定管理業務会計以外の自己の費用によって購入・調達した備品等は、「横浜能楽堂 物品管理簿(Ⅱ種)」に記載し、市に帰属する備品等と明確に区別して管理します。ただし、市との協議により、市に所有権を移転することを妨げません。

#### (6) 施設及び設備の維持保全及び修繕

施設及び設備の維持保全及び修繕については、指定管理者と市との間で調整の上、指定管理者が担います。

- ア 指定管理者及び利用者の責めに負わない修繕の経費は、1件60万円以上(消費税及び特別地方消費税を除く)のものについては市が負担するものとし、1件60万円未満(消費税及び特別地方消費税を除く)のものについては指定管理者が負担するものとします。
- イ 施設等の改造については、市の事由に基づいて行われる場合は市の費用により実施するものとし、指定管理者の事由に基づいて行われる場合は、協議の上、指定管理者の費用に基づいて実施するものとします。いずれかの事由と判別できない場合は、協議の上、費用負担等について決定するものとします。
- (7) 修繕の予定(緊急修繕枠を含む)と報告について

指定管理者は、指定管理者が負担する1件60万円未満の修繕について、年度当初に当該年度の修繕予定(緊急修繕枠を含む)を市に提出します。9月末に当該年度の修繕予定の実施状況の報告を市に行い、必要に応じて市が指示を行います。年度末に実施報告を行い、市が確認をすることとします。

(8) 利用者の責に帰する管理物件の損傷について

指定管理者は、利用者の責に帰する管理物件の損傷について、責めを負う利用者が特定できる場合は、その利用者と損害回復等について交渉にあたるものとします。利用者が特定できない場合、又は利用者が損害の回復等に応じない場合は、本市と指定管理者による協議の上、対応を決定するものとします。

#### 3 環境維持管理業務

施設の状態を清潔に保ち、利用者が快適に利用できるように、清掃等を行ってください。

(1) 清掃業務

ア 業務内容

床、壁、扉、ガラス、鏡、什器・備品、照明器具、吹出し口及び吸込み口、衛生機器等について、場所ごとに、日常清掃、定期清掃を組合せ、ごみ、ほこり、汚れ等がない状態を維持してください。

イ 日常清掃及び定期清掃の範囲や回数

清掃を行う部位及び回数については、別添資料「清掃項目一覧」を参照してください。

ウその他

本舞台等の貸館対象施設の清掃時間、清掃頻度などは、施設利用者の妨げとならないように行ってください。特に催物の開催時は、作業を控えてください。やむを得ず作業を行う時には、服装や身だしなみに十分に配慮した上で、最小限の作業に留めるなど、施設利用者への配慮を行ってください。

#### (2) 廃棄物処理及び環境への配慮

- ア 施設内で発生したごみは、指定されたごみ収集所へ収集してください。なお、ごみの処理に要する費用は指定管理者の負担とします。
- イ 施設から発生する廃棄物の発生抑制に努めるとともに、市の分別ルールに沿って適切に 分別を行い、市が構築する回収ルート等を活用し、可能な限り資源化していくなど「市役 所ごみゼロ」の取組を推進してください。回収ルート等の詳細については、別途ご案内し ます。
- ウ 「横浜市脱温暖化行動方針」による温室効果ガスの削減や「ヨコハマ3R夢プラン」によるごみ排出量の削減等、地球環境に配慮する市の施策や事業に対し積極的に協力してください。

#### (3) 空気環境測定

建築物における衛生的環境の確保に関する法律に従い、浮遊粉じん・二酸化炭素・一酸化炭素・温度・相対湿度・気流の空気環境の測定を2か月に1回行ってください。

また、大規模修繕・大規模の模様替等を行った際には、その引き渡し後(別途施工業者等が実施する場合は除く)及びその使用を開始した日以後、最初に訪れる夏期(7月から9月)に、「横浜市公共建築物シックハウス対策ガイドライン」に準じて、空気中に含まれる揮発性有機化合物(VOC)等の室内濃度測定を定期的に行い、市に報告してください。

なお、市はこの結果について、一般に公開できるものとします。

## (4) 植栽管理業務

施設周辺の環境及び景観を維持し、快適な環境を保つため、植栽管理業務を適切に行ってください。業務の内容については、別添資料「植栽管理業務項目一覧」を参照してください。 業務の実施にあたっては、掃部山公園管理者及び近隣住民とも十分に連絡を取りながら 行ってください。

#### 4 保安警備業務

施設内の秩序を維持し、事故、盗難・破壊等の犯罪及び火災等の災害の発生を警戒・防止し、 財産の保全を図るとともに、利用者の安全を守るために、保安警備業務を適切に行ってください。

(1) 24 時間警備を実施してください(夜間及び休館日等の閉館時には、機械警備も可能)。

#### (2) 業務内容:

- ア 監視室において、各種警報盤の監視業務
- イ 巡回監視業務
- ウ 緊急時(災害、事故等)における関係先への連絡業務、初期対応
- エ 専有鍵の授受及び保管
- オ 外来者の受付対応及び出入り業者への対応・指示・監督
- カ 駐車場利用者の車両誘導
- キ その他、利用者及び施設の安全を確保するために必要な業務

## 5 駐車場管理業務

横浜能楽堂専用として持つ36台分の機械式駐車設備等の管理を行うものとします。

駐車場等の利用者の安全確保はもとより、他の施設利用者や近隣住民に対しても十分な安全 管理及び確保を行ってください。また、駐車場等利用車両の出入管理と安全確認を適切に行う こととします。

ア 利用者 : 障害者及び公演出演者等の搬入が必要な来館者等

イ 利用料金: 無料

ウ 保守管理: 指定管理者において実施

#### 6 防火·防災等

(1) 消防法に基づき、甲種防火管理者を選任した上で防災計画書を作成し、所轄の消防署に届出を行ってください。

- (2) 自衛組織を結成し、日常の防火・防災に努めてください。
- (3) 施設の管理を行う上で事故等が発生した場合に備えて、組織としての緊急対応体制を明確にしてください。
- (4) 横浜市防災計画に基づき、対応マニュアルをあらかじめ作成するとともに、定期的に防火・ 防災訓練を実施してください。

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/bosaikeikaku/shishin/keikaku/

(5) AED(自動体外式除細動器)の導入について

指定管理者は、指定管理者の負担(指定管理料)においてAEDを導入し、適切な管理及び職員への十分な操作研修(毎年度)を行ってください。

本体・消耗品は定期的に更新・交換してください。なお、更新・交換にあたっては、聴覚障害者対応モデルの導入を推奨します。

#### 7 緊急時の対応

- (1) 緊急時の連絡網を作成し、市に提出してください。
- (2) 指定管理者は、横浜市震災対策条例(平成25年2月横浜市条例第4号)第8条に定める事業者としての基本的責務を果たしてください。
- (3) 事件・事故や災害等の緊急事態が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じるとともに、市を含む関係者に対して緊急事態発生の旨を通報するとともに、市と協力して、その原因調査に当たるものとします。事故等の状況は必要に応じ、写真を撮影し、保存してください。
- (4) 大規模な災害等が発生し、行政機関において災害対策本部等が設置された場合は、その指示に従うとともに、行政機関と協力し災害対応に協力してください。また、被災者の援助活動等に関して市が協力を求めた場合には、市に協力するよう努めるものとします。
- (5) 横浜能楽堂は、現段階では横浜市防災計画における避難場所等として位置づけられていませんが、今後位置づけられる可能性があることを了承するとともに、市との間で「災害時等における施設利用の協力に関する協定」を締結し、災害の発生時には、当該協定に基づき適切に対応してください。

この場合、市が作成する「指定管理者災害対応の手引き」を踏まえ、災害等発生時の体制を整備するものとします。

(参考:指定管理者災害対応の手引きウェブサイト)

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/chikitaisaku/manual/shiteikanrisha.html

また、現段階では本市防災計画上の位置付けのいかんを問わず、危機発生時の状況によっては、随時、施設に協力を求める可能性があり、指定管理者は、市から協力要請があった場合には、公共施設として協力するよう努めてください。

#### 8 感染症対策等衛生管理の徹底

- (1) 横浜能楽堂は公共施設ですので、法令に基づく環境衛生管理のほか、日常の衛生管理を徹底してください。
- (2) 新型コロナウイルス、新型インフルエンザ、感染性胃腸炎(ノロウィルス等)等の感染やその拡大を防ぐようマニュアルを整備し、また、必要な消毒薬等を常備してください。
- (3) 汚物(嘔吐物や糞便等)については、適正な方法で除去し、消毒してください。
- (4) 衰弱した鳥や死亡した鳥を発見した際は、鳥インフルエンザへの感染の可能性も否定できませんので、職員や利用者が直接触れることのない状態にしたうえで、西区福祉保健センターへ対応方法を相談してください。

https://www.city.yokohama.lg.jp/nishi/madoguchi-shisetsu/kuyakusho/gyomuannai/seik
atsueisei.html

## 9 公園事務所、公園用公衆便所の取扱い

公園事務所、公園用公衆便所の運用及び管理は、原則、掃部山公園管理者が行うものとします。ただし、公園事務所の鍵の管理については、公園管理者とともに指定管理者が行います。 また、公園用公衆便所の光熱水費の支払いについては、指定管理者が一時負担し、使用量に応じて掃部山公園管理者へ請求するものとします。

#### 10 広域避難場所用機材庫及び町内会等地域の災害対策用倉庫の取扱い

広域避難場所用機材庫及び町内会等地域の災害対策用倉庫の運用及び管理は、消防局及び戸部1・2・3町内会が行うものとします。ただし、各倉庫の鍵及び施設設備の管理については、指定管理者が行うものとします。

## 11 施設の管理に関する留意事項

- (1) 施設内は全館禁煙とします。
- (2) 電力、水、ガス等については、運転・点検等に関する記録の分析・検討を行い、光熱水費の削減に努めてください。

#### 12 重要書類の管理

施設に備え付けの竣工図等重要書類の管理を行います。

#### 13 行政機関が策定する基準等の遵守

施設の管理運営について、行政機関が策定する基準やマニュアル等がある場合には、これに 従い業務を行うものとします。また、今後策定された場合についても同様とします。

## 14 法令の制定及び改正への対応

今後、法令の制定及び改正により施設の管理者が行う業務が新たに生じた場合は、市と協議の上、原則として指定管理者が対応するものとします。

## VI 政策協働型指定管理による PDCA の推進

非公募選定の目的である指定管理者による高度かつ専門的なノウハウの発揮と、指定管理者制度の目的である市民サービスの向上を、専門文化施設の特性を踏まえて共に発揮するため、次に掲げる内容について、市及び指定管理者間にて定期的に協議を行います。なお、当該協議の運用に関しては、指定管理者の指定後に詳細を協議するものとします。

- (1) 中長期的な施設運営の方向性
- (2) 指定期間における各年度の業務計画及び執行管理
- (3) 業務評価 (行政評価・外部評価) の指定業務への反映
- (4) その他当該施設の指定管理業務に関する事項

## Ⅷ 日報及び月間業務報告書の作成

## 1 日報の作成

指定管理者は、日報を作成します。記載項目等については、別添資料「指定管理業務における作成書類」を参照してください。また、必要に応じ、写真を撮影し、保存してください。

#### 2 月間業務報告書の作成

指定管理者は、月間業務報告書を作成し、市に提出します。記載項目等については、別添資料「指定管理業務における作成書類」を参照してください。

# Ⅲ 業務計画書及び業務報告書の作成

#### 1 業務計画書の作成

次年度の年間業務計画書を毎年度9月末までに作成し、市に提出してください。記載項目等 については、別添資料「指定管理業務における作成書類」を参照してください。

年間業務計画書の作成にあたっては、市と十分に調整を図ることとし、市は3月末までに承認することとします。承認を受けた後は、市の事前の了承を得た場合を除き、承認された年間業務計画書を変更することはできません。

また、市は業務計画書を公表するものとし、市ウェブサイトに掲載します。

#### 2 業務報告書の作成

前年度の年間業務報告書を毎年度4月末までに作成し、市に提出して承認を受けてください。 記載項目等については、別添資料「指定管理業務における作成書類」を参照してください。 作成した年間業務報告書は、指定期間中保存するものとします。

また、市は必要があると認めるときは、年間業務報告書の内容又はそれに関連する事項について、指定管理者に対して報告又は説明を求めることができるとともに、年間業務報告書を公表するものとし、市ウェブサイトに掲載します。

なお、指定期間終了以前に指定を取り消した場合についても、市が指定する日までに当該年 度の当該日までの間の年間業務報告書を提出するものとします。

## 区 業務評価に関する業務

業務評価は、月次モニタリング、指定管理者による自己評価、行政による行政評価、及び横浜 能楽堂指定管理者選定評価委員会(以下「選定評価委員会」という。)による第三者評価に基づき 行うこととします。

業務評価の結果、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、市は指定管理者が必要な改善措置を講じるよう通知や是正通告を行います。通告後も改善が見られない場合、

協定を解除することがあります。

また、市は業務評価について公表するものとし、市ウェブサイトに掲載します。

#### 1 モニタリングの実施

市は、指定管理者に対して、指定期間中、原則として毎月モニタリングを行うものとします。モニタリングに関する基本的事項は次のとおりです。

- (1) 指定管理者は、モニタリング資料を毎月作成し、提出するものとします。報告事項及び実施時期は、別添資料「モニタリングにおける確認事項」のとおりです。
- (2) 市は必要に応じ、指定管理者に対し指示・指導を行います。
- (3) モニタリングでの報告及び協議事項等は、業務評価の一部として位置付けられます。

#### 2 自己評価の実施

業務の質とサービスの向上を図ることを目的に、アンケートやモニター調査等を活用して利用者等の施設運営に関する満足度及び意見を聴取し、年1回以上自己評価を実施してください。 これにより得られた評価は年間業務報告書に記載し、以後の業務実施において反映します。

## 3 第三者による評価の実施

市では、客観的な視点からの評価を受けることで、指定管理者が自ら必要な業務改善を行い、サービスの質の向上等を図ることを目的として、第三者評価の受審を指定管理者の義務としています。

横浜能楽堂に関する第三者評価は、提案時の指標に基づき、毎年度選定評価委員会による 評価を受けるものとし、これらの結果を公表します。

第三者評価にあたり実施する委員視察の受入れ・案内等の現地対応は指定管理者が行います。また、施設内において選定評価委員会を実施する場合、指定管理者がその会場を確保することとします。なお、指定管理者は、これら委員視察に関し必要となる入場券等や選定評価委員会の会場を無償で提供することとします。

#### 4 業務の基準を満たしていない場合の措置

市は、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、指定管理者が必要な改善措置を講じるよう指示を行います。それでも改善が見られない場合、市は地方自治法第244条の2第11項に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部もしくは一部を停止する場合があります。

この場合、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営を行うことができるよう、必要な引継ぎを行うものとします。

# X 指定期間終了にあたっての業務

本施設は非公募により指定管理者を指定するため、次期指定期間に向けての引継は発生しませんが、指定期間終了以前に指定を取り消した場合等については、次期指定管理者が円滑かつ支障なく横浜能楽堂の業務を遂行できるよう、引継ぎ等を行ってください。

## 1 業務の引継ぎ等

- (1) 業務計画書、業務報告書及び業務の遂行に伴い作成した次の項目に関する書類等を、市又は次期指定管理者に引き継ぐものとします
  - ア 施設利用に関する書類(利用申請書等)
  - イ 管理業務により作成した日誌、記録等
  - ウ施設、設備等の補修履歴

- エ 備品等の物品管理簿
- オ 施設及び事務室内金庫の鍵
- カ 不具合箇所一覧
- キ その他必要書類
- (2) 指定終了日以降の利用にかかる利用料金で、現指定期間中に現指定管理者が収受したもの 及びこれに関する帳簿類については、市又は次期指定管理者に引継ぐものとします。また、 既に受付されている施設利用予約についても、引継ぐものとします。引継ぎの際には個人情 報を含んだ書類の取扱いに十分に注意し、情報漏えいが生じることのないよう努めることと します。
- (3) 次期指定管理者の選定や引継ぎの際に必要となる施設の管理運営状況等の情報について 市から調査することがありますので、随時資料や情報を提供してください。また、指定期間 終了以前の次期指定管理者からの調査についても、合理的な理由がある場合等を除き、その 調査に応じなければならないものとします。
- (4) 指定期間の終了に伴い、施設のウェブサイトのアドレスが変わる場合には、指定期間終了後も新しいアドレスへの転送サービスを行うなど、利用者に配慮した措置をとるものとします。
- (5) 指定管理料の最終期の支払いは、指定期間内に引継ぎを完了し、引継完了の確認後とします。
- (6) 引継ぎにかかる費用は、指定管理者の負担とします。
- (7) 引継ぎ期間は概ね3か月とします。
- (8) 引継ぎにおいては、新旧両指定管理者立ち合いのもと、次の業務を行ってください。
  - ア 全ての鍵の開錠と施錠の確認。
  - イ 備品類の全数点検の実施。
  - ウ 利用予約内容の引継ぎの実施。
  - エ 全館の設備機器(非常用設備含む)の操作手順と留意事項の説明。
  - オ メーター類の所在とその点検方法の説明。
  - カ 不具合箇所の目視による確認。
- (9) その他必要な業務が生じることがあります。

#### 2 原状回復義務

指定期間終了までに、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、市に明け渡してください。ただし、市が認めた場合には、原状回復は行わずに、別途市が定める状態で明け渡すことができるものとします。

#### 3 備品及び文書等の取扱い

- (1) 市に帰属する備品等については、市又は市が指定するものに引き渡してください。
- (2) 指定管理者に帰属する備品等については、原則として指定管理者の責任と費用において撤

収してください。ただし、市との協議において両者が合意した場合は、市又は市が指定するものに引き渡すことができるものとします。なお、指定管理者に帰属する備品等であっても、市に帰属する備品等の更新を目的として調達した場合は、調達後速やかに市の所有に移すとともに市が指定するものに引渡すこととします。

- (3) 業務に必要な文書等を、市又は市が指定するものに引き渡してください。
- (4) 個人情報は、漏えいのないように市又は市が指定するものに確実に引き継ぐとともに、保 有する必要のなくなった個人情報を適切な手段で、速やかに廃棄することとします。

## XI 留意事項

## 1 保険及び損害賠償の取扱い

指定管理者は、施設において事故防止に努めるとともに、発生した事故への損害賠償等の対応に関して、次のとおり義務を負うものとします。

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、市や第三者に損害を与えた場合は、指定管理者においてその損害を賠償することとします。なお、指定管理者の責めに帰すべき事由により発生した損害について、市が国家賠償法(昭和22年法律第125号)に基づき第三者に対して賠償した場合、市は指定管理者に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を市の支払のときから政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率による利息を付して、求償することができるものとします
- (2) 施設における事故防止及び事故発生時の対応に備えて、指定管理者はあらかじめ事故防止・事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を市へ報告しなければなりません。
- (3) 指定管理者は、損害保険会社により提供されている指定管理者に対応した施設賠償責任保険に加入し、当該保険からの保険金により損害賠償責任に対応するものとします。なお、対人補償の保険金額は1億円以上とし、横浜市を追加被保険者とします。その他の保険の範囲は、別添資料「指定管理者が加入する保険」のとおりとします。
- (4) 上記に示した以外の保険の加入については任意とします。
- (5) 加入した保険についての保険契約書及び保険証書の写しを、当該保険契約の締結後、速やかに市に提出してください。

#### 2 関係法令等の遵守

業務を遂行するうえで、関係する法令等を遵守するものとします。 なお、指定期間中にこれらの法令等に改正があった場合は、改正された内容とします。

#### 【主な関連法令】

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)
- (3) 横浜市能楽堂条例(平成7年9月横浜市条例第45号)
- (4) 横浜市能楽堂条例施行規則(平成8年1月横浜市規則第1号)
- (5) 横浜市行政手続条例(平成7年3月横浜市条例第15号)
- (6) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)
- (7) 横浜市個人情報の保護に関する条例(平成17年2月横浜市条例第6号)
- (8) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律

第27号)

- (9) 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に 関する条例(平成27年9月横浜市条例第52号)
- (10) 横浜市暴力団排除条例(平成23年12月条例第51号)
- (11) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(平成 28 年法律第 68 号)
- (12) 労働関係法令(労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、職業安定法、最低賃金法、労働者派遣法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、雇用保険法等)
- (13) 施設・設備の維持保全関係法令(建築基準法、消防法、電気事業法、水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、横浜市震災対策条例等)
- (14) 環境法令等(エネルギーの使用の合理化に関する法律、地球温暖化対策の推進に関する法律等)
- (15) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)
- (16) その他施設の管理運営に必要な法令

#### 3 個人情報の保護

- (1) 業務上知り得たマイナンバーを含む個人情報については、「横浜市個人情報の保護に関する条例(平成17年2月横浜市条例第6号)」「横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例(平成27年9月横浜市条例第52号)」の規定が適用され、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うことが必要です。特に、ファクシミリやEメールの誤送付等個人情報を侵害する事故が、全国的に多く発生しています。相互チェックやマニュアルの貼出し等予防対策に努めてください。
- (2) 個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人データの開示等の請求について、手続等の統一化を図るため、協定等において、横浜市が示す「指定管理者の保有する保有個人データの開示等の請求に関する標準規程」に準拠して、指定管理者が「保有する保有個人データの開示等の請求に関する規程」を作成し、保有個人データの開示等の請求に対して適切に対応することとします。
- (3) 指定管理者が管理業務を実施するにあたっては、市等が実施する個人情報保護に関する必要な研修に参加するとともに、従事者に対して必要な研修を行うものとします。

## 4 コンプライアンスの推進

個人情報の漏えいなどの事務処理ミスまたは事件・事故等が生じた際は、速やかに市へ報告を行ってください。また、コンプライアンスの推進にあたっては、市からの指摘・指示・要請等に従ってください。

#### 5 情報公開への積極的取組

- (1) 公の施設の管理者として説明責任を果たす視点から、指定管理者が管理業務を実施するにあたっては、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」(平成 12 年 2 月横浜市条例第 2 号)の規定に準じて、情報公開の対応を適切に行うことが必要です。
- (2) 協定等において、横浜市が示す「指定管理者の情報の公開に関する標準規程」に準拠して、 指定管理者が「情報公開規程」を作成し、文書等の開示の申出に対して適切に対応すること とします。(参考 指定管理者の情報の公開に関する標準規程 ウェブサイト https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/shiteikanri/shitei kanrishaseido.html)

- (3) 年間業務計画書及び年間業務報告書を、市が指定する期日までに公表するものとします。
- (4) サービス提供の状況及び施設の管理状況等についても、市から一般公開を求めることがあります。

#### 6 市及び関係機関等との連絡調整

- (1) 市及び関係機関・団体との連携を強化し、情報の共有化、相互支援をすることが重要です。 業務を履行するため、市及び関係機関等との情報交換や業務の調整を図るものとします。 また、掃部山公園管理者とも、定期的な連絡会、または日常の情報共有などを実施してく ださい。
- (2) 毎年度1回以上「文化施設管理者等連絡会議」を開催します。市から情報提供及び事業等への協力依頼をするとともに、参加者間の情報交換の場としますので、必ず参加してくだささい。その他市及び関係機関が開催する会議、説明会及び研修会にも積極的に出席してください。
- (3) 地域組織の会議等に出席を求められる場合があります。
- (4) 施設の管理運営状況等について市から説明を求めることがありますので、随時資料や情報を提供してください。

#### 7 その他

(1) 横浜市中小企業振興基本条例を踏まえた取組の実施

市では、平成22年4月1日より本条例を施行し、市内中小企業への優先発注の徹底に努めています。

指定管理者は、本条例の趣旨を踏まえ、修繕等の発注、物品及び役務の調達等にあたって、 市内中小企業への優先発注に努めるものとします。

なお、市は本施策の取組状況を確認するため、指定管理者に対して、指定期間中の発注状況についての調査を実施する場合があります。

#### (2) 許認可及び届出等

飲食物の販売など、許認可の取得や届出を必要とする場合は、指定管理者の責任及び費用において手続を行ってください。

また、指定管理者が市に対してこれらの手続に関する協力を求めた場合、市は必要な資料の提出その他について協力するものとします。

#### (3) 施設の目的外使用

指定管理者が行う業務以外の附帯事業のために、地方自治法第238条の4第7項に定める目的外使用として施設の一部を使用する場合は、毎年度、市長に対し行政財産の目的外使用の申請をし、許可を受けなければなりません。目的外使用については、市に対し目的外使用料を納入する必要があります。

使用に伴い発生する光熱水費等は、指定管理者が負担する必要があります。

指定管理者が自動販売機業者等から徴収する売上手数料については、指定管理者が当該業者と締結する委託契約書等に規定するとともに、指定管理者の収入として、適正に経理するものとします。

#### (4) 公租公課

指定管理者は法人に係る市民税等の納税義務者となる可能性がありますので、財政局主税 部法人課税課、所轄の県税事務所及び税務署にお問合せください。

#### (5) 財務状況の確認

安定的な管理運営が確保されているかを確認するため、市は年度に1回、指定管理者となっている団体(共同事業体においては各構成団体)について選定時と同様の財務状況確認を行います。そのため、各団体から財務諸表等の財務状況について確認できる書類を提出していただく必要があります。

#### (6) 地域との連携

指定管理者は地域の一員として、地域と積極的に関わり、良好な関係を維持するものとします。

## (7) 事業の継続が困難となった場合の措置

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

市は地方自治法第244条の2第11項に基づき、指定の取り消しをすることができるものとします。その場合は市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営業務を遂行できるよう、次期指定管理者に対して引継ぎを行うものとします。

イ 当事者の責めに帰することができない事由による場合

市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、事業の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するものとします。

(8) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合については、 市と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

(9) その他

その他、記載のない事項については、市と協議を行なうものとします。

## XI 提案内容

指定管理者は、「II 1 横浜能楽堂の使命」に掲げる6つの使命を達成するため、それぞれの使命に対し次に掲げる定量指標と定性指標を満たす提案を行うものとします。

使命1~5ついては、平時での運営を前提として、本業務の基準の記載内容を踏まえて提案してください。使命6については、新型コロナウイルス感染症の影響下における、施設運営にかかる基本的な考え方及び収支に係る対応方針について提案してください。なお、使命6については、本業務の基準の「Ⅲ文化事業」と「Ⅳ施設運営」の全てを満たすことを必須とするものではありません。

#### |使命 1| 能、狂言その他の古典芸能の振興・発展に寄与する

日本の古典芸能の発信拠点として、能楽等を知り、親しみ、体験することができる機会を提供します。

- (1) 定量指標
  - ① 事業のメニューの実施数
  - ② 自主事業の入場者数
  - ③ 入場者の満足度(アンケート調査)
  - ④ 総来場者数
  - ⑤ 各事業のターゲット設定及び事業参加者数に対するターゲットとなる参加者の割合 (アンケート集計)

- (2) 定性指標
  - ① 入場者の声 (アンケート及びインタビュー調査)

## 使命2 能楽等に携わる人材を育む

次代の古典芸能を担う演じ手や作り手の活動機会の創出・支援等を通じて、古典芸能の継承及び発展に寄与します。

- (1) 定量指標
  - ① 次世代育成を目的とした事業の実施回数
  - ② 参加者の満足度(アンケート調査)
- (2) 定性指標
  - ① 参加者の声 (アンケート及びインタビュー調査)

## 使命3 能楽等をはじめとする市民の活動の場となる

-----能楽等をはじめとした文化芸術の活動の場を市民に提供し、市民自らの活動を支援します。

- (1) 定量指標
  - ① 貸館利用者数
  - ② 利用者の満足度 (アンケート調査)
  - ③ 貸館利用の相談・広報支援件数
- (2) 定性指標
  - ① 利用者の状況についての現状把握(利用者との意見交換等)

## |使命4| 能楽等や施設の魅力の発信を行う

能舞台等に係る貴重な建築物等の保存・活用を適切に行うとともに、能楽自体や能舞台の歴史 等を発信し、施設や地域の魅力を高めます。

- (1) 定量指標
  - ① 媒体ごとの広報実績数
  - ② 能楽等や能舞台、能舞台の歴史・魅力を発信する事業数
  - ③ アフターコンベンションのアプローチ件数
- (2) 定性指標
  - ① 広報手法の分析
  - ② アフターコンベンションメニューへの意見

## |使命5| 持続可能性を高める施設運営を行う

法令等に則った施設の保守・点検や日常的な予防的修繕などの維持管理を行い、安全で快適な施設を維持する。また、効率的な経費の執行や収入増の取組等により、安定的な施設運営を行います。

- (1) 定量指標
  - ① 施設の管理瑕疵に起因する事故件数 0件
  - ② 法定点検等の実施率 100%
  - ③ 修繕費予算の執行率 90%以上
- (2) 定性指標
  - ① 施設の使いやすさや快適さについてのヒアリング
  - ② 管理運営費推移の要因分析

#### |使命 6 | 新型コロナウイルス感染症の影響を想定し、施設運営を継続する

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化した場合には、徹底した感染防止対策の下で、安全 に自主事業及び貸館業務を実施し、市民の文化活動の基盤として施設運営を継続します。

(自由課題、指標無し)